

高齢者肺炎球菌ワクチン（プレベナー20 水性懸濁注）について

～予防接種に欠かせない情報です、必ずお読みください～

1. 病気の説明（肺炎球菌とその感染症）

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

2. 接種について

沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を使用し、1回 0.5ml を筋肉内に注射します。

接種対象者は （1）65 歳の方 （2）60 歳以上 65 歳未満の方で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方

接種費用 自己負担額 5,500円

3. ワクチンの効果と副反応について

【ワクチンの効果】

肺炎球菌には、100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）は、そのうち 20 種類の血清型を対象としたワクチンであり、この 20 種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症（※）の原因の約 5～6 割を占めるという研究結果があります。

また、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の 3～4 割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

【副反応】

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー（呼吸困難、血管浮腫、蕁麻疹、発汗等）、けいれん（熱性けいれん含む）、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

その他副反応	10%以上	1～10%未満	1%未満	頻度不明
皮膚			発疹、そう痒症、多汗症、脂肪腫	血管性浮腫、多形紅斑、蕁麻疹、蕁麻疹様発疹
呼吸器			咳嗽、鼻咽頭炎	呼吸困難、気管支痙攣
局所症状 (注射部位)	疼痛・圧痛	紅斑、腫張	そう痒感、血腫、熱感、蕁麻疹	皮膚炎、硬結、上腕の可動性の低下
胃腸障害			胃炎、下痢、腹部不快感	食欲減退、嘔吐、悪心
血管及びリンパ系 障害				注射部位に局限したリンパ節症
筋・骨格系	筋肉痛、関節痛		筋浮腫、筋骨格硬直	筋肉痛増悪、関節痛増悪
精神神経系	頭痛		不安、味覚不全	中期不眠症、易刺激性、傾眠状態、睡眠増加、不安定睡眠、不眠
循環器			動悸	
過敏症反応				顔面浮腫、呼吸困難、気管支痙攣
その他	疲労		悪寒、腫張、発熱、異常感、疼痛	

4. 予防接種を受けることができない方

- ①明らかな発熱（通常 37.5℃以上をいいます）を呈している方
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③本剤の成分、ジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- ④その他、医師が接種は不適當な状態と判断した場合

5. 接種の判断を行うに際し、注意を要する方（医師との相談が必要な方）

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- ②予防接種で接種後 2 日以内に発熱が見られた方、及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ③過去にけいれんの既往のある方
- ④過去に免疫不全の診断がされている方、及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤本剤の成分やジフテリアトキソイドに対してアレルギーを呈するおそれのある方
- ⑥過去に、肺炎球菌ワクチンを接種されたことのある方
- ⑦血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている方

6. 他のワクチンとの接種間隔

医師が特に必要と認めた場合は、他のワクチンと同時に、本ワクチンを接種することができます。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

7. 予防接種を受けた後の注意事項

- ①ワクチンの接種後 30 分程度は、安静にするようにしてください。
- ②接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は速やかに医師へ連絡をしましょう。
- ③接種部位を清潔に保ちましょう。接種当日の入浴は差し支えありません。
- ④当日は激しい運動を控えて下さい。

8. 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関で治療が必要になった場合、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- 健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害時養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められて金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する、または障害が治癒する期間まで支給されます。
- 健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
- 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、福生市保健センターへご相談ください。